

# 松本市都市計画地区計画の決定 (松本市決定)

松本都市計画両島地区地区計画を次のように決定する。


区域の整備・開発及び保全の方針	名 称	両島地区 地区計画
	位 置	松本市両島、渚四丁目、征矢野一丁目の各一部の区域
	面 積	約3.0ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、松本市域の中心部近郊にあり、概ね四方を既存市街地に囲まれ、組合施行の土地区画整理事業により、道路、公園、上下水道等の公共・公益施設を中心とした整備が行われている。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、事業効果の維持増進を図り、開発等のスプロール化による居住環境の悪化を防止し、宅地の利用増進を図り、健全な市街地の形成をめざす。</p>
	土地利用の方針	本地区全体を良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする中・低層住宅地区として整備、誘導を図る。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により、地区内に区画道路(W=6m)を配置し、地区西側で市道5042号線、東側は市道5040号線及び市道5693号線に接続する。また、街区公園(1ヶ所)を適切に配置する。
	建築物等の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本地区全体を中・低層住宅地区として位置づけ、良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とし、敷地の最低限度の規制、敷地内の空地の確保、垣・さくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策によりゆとりを持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。</li> <li>2 意匠については、「松本市景観計画」の内容に沿った建築物、工作物を誘導する。</li> <li>3 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めると共に、枝等がはみださないよう、管理に努めるものとする。</li> </ol>
その他保全の方針	<p>本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資材及び廃棄物置き場は、設置しない。</li> <li>2 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。</li> </ol>	

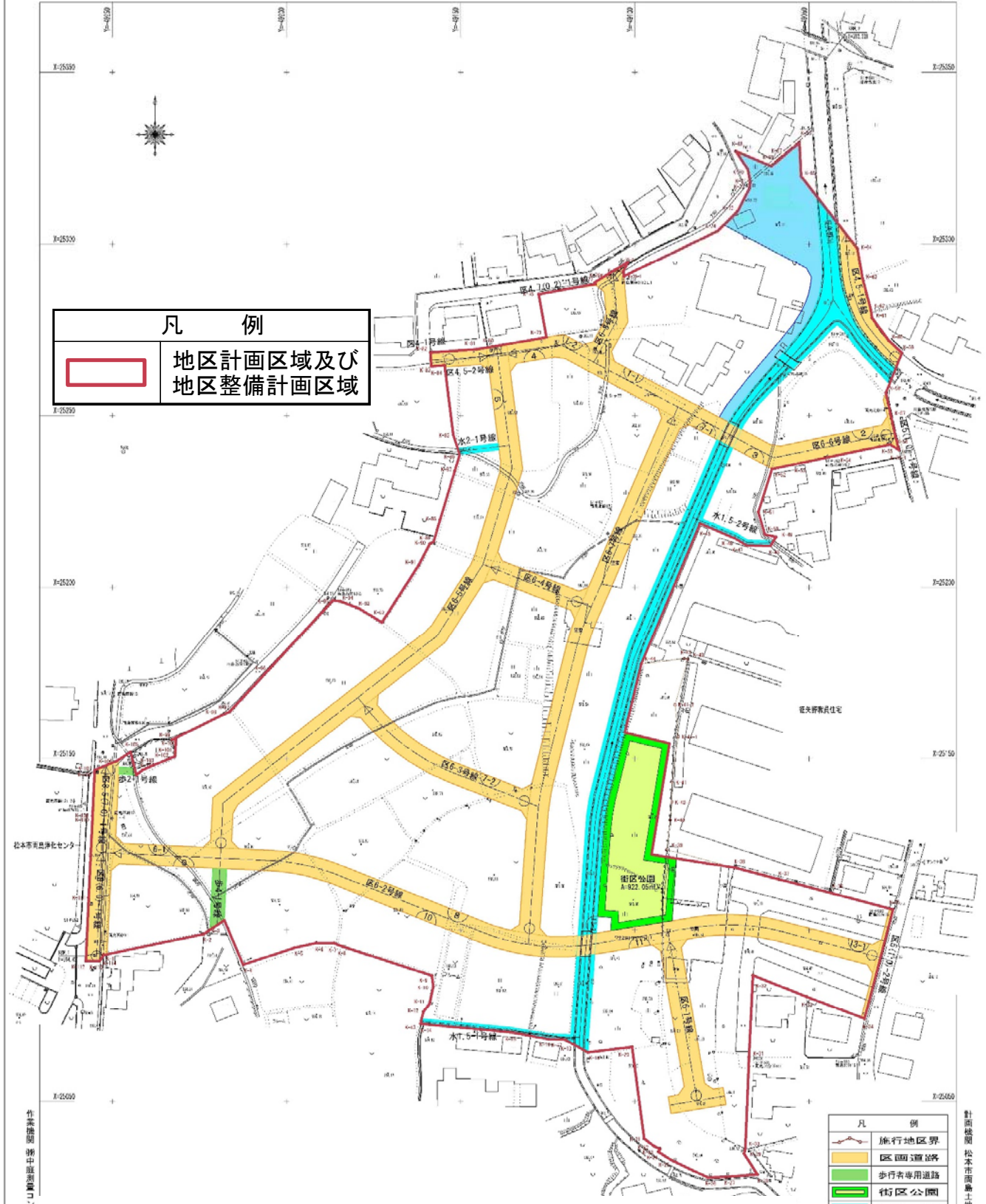
地区整備計画	地区整備計画面積	約3.0ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第二(に)項第八号に該当するもの 2 共同住宅及び長屋で、床若しくは壁又は戸で区画された一戸の床面積が39m <sup>2</sup> 以下の建築物 3 畜舎 4 建築基準法施行令第130条の9に定める数量以下の危険物(石油類を除く)の貯蔵及び処理施設
	敷地面積の最低限度	165m <sup>2</sup> (但し、ゴミステーションを除く)
	建築物等に關する事項	建築物の外壁(出窓及び戸袋を除く。以下同じ。)又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及びその他境界線までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、以下のいずれかに該当するものは除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物の部分 2 軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5m <sup>2</sup> 以内の建築物の部分 3 床面積の合計が10m <sup>2</sup> 以内の建築物 4 床面積の合計が30m <sup>2</sup> 以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分 5 ゴミステーション 6 その他の地区施設内の建築物
	建築物等の高さの最高限度	1 高さは12m以下とする。 2 建築物の高さは、建築基準法第56条の規定を準用する。この際、「第一種低層住居専用地域」を「両島地区地区計画の区域」と読み替えるものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路境界線(征矢野川沿いの管理用道路を除く)から奥行1.0mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 ただし、墓地に対する境界線についてはこの限りでない。 1 生垣 2 敷地の前面道路から高さ0.6m以下のブロック塀等。 3 敷地の前面道路から高さ0.6m以下かつ敷地地盤面から、0.1mの土留め擁壁等。ただし、幅0.7m以上の植栽可能な空地を設け設置する敷地の地盤面から0.1m以下のものは、この限りでない。 4 敷地地盤面から高さ1.5m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさく。 5 2または3で設置したものの上にフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもので、敷地地盤面から高さ1.5m以下のもの 6 片側の幅1.5m以下の門柱及びその他これらに類するもので、敷地地盤面から高さ1.5m以下のもの。

「区域は、計画図表示のとおり」

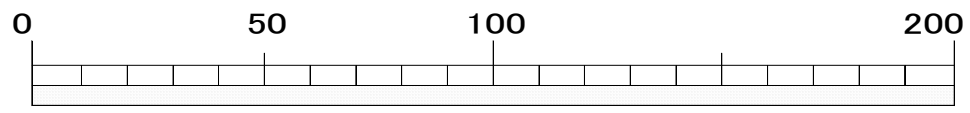
# 両島地区 地区計画 計画図




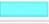


S=1:1500

凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域



S = 1 : 1500



凡 例	
	旅行地区界
	区画道路各
	歩行者専用道路
	街区公園
	河川・水路
	周囲灌漑池

計画機関 松本市両島土地区画整理組合

P425000

作業機関 両島土地区画整理組合